

公共施設における使用料等の算定基準

令和8年6月

伊豆市

目次

1	基本的な考え方	1
(1)	統一基準の必要性	1
(2)	使用料等算定の基本方針	1
(3)	対象施設	2
2	公共施設の性質分類と負担割合の設定	2
(1)	サービスの性質に基づく分類	2
(2)	受益者負担割合	3
(3)	文化施設における特例	4
3	使用料等の算定方法	4
(1)	原価の考え方	4
(2)	使用料等の算定方式	5
(3)	使用料等の算定にあたっての留意事項	6
4	減額・免除の考え方	6
(1)	使用料等の減額・免除	6
(2)	統一的な減免基準の作成	7
5	その他考慮すべき事項	7
(1)	料金の調整	7
(2)	市外在住者の使用料等の設定	7
(3)	日別、時間帯、利用目的等による使用料等の設定	8
(4)	消費税との関係	8
(5)	段階的な見直し	8

1 基本的な考え方

(1) 統一基準の必要性

伊豆市の公共施設（以下、「施設」という。）における使用料、利用料金及び一時貸付料等（以下「使用料等」という。）は、旧町施設の設置において使用料等が定められ、合併後においても消費税改定時に改正されたのみで、現行のコストバランスや、近隣市町の類似する施設との料金体系と見合っていないことが現状である。

今後、当市において、当該施設を維持管理していくことも踏まえ、施設を利用する人（以下、「受益者」という。）が、受益の範囲内で使用料等を負担することを基本的な考え方（受益者負担の原則）とし、使用料等の算定に係る明確な基準を策定する。受益と負担の公平性や公正性を確保し、市民や受益者から理解が得られる合理的な料金設定を行うためには、統一的な基準を定める必要がある。

(2) 使用料等算定の基本方針

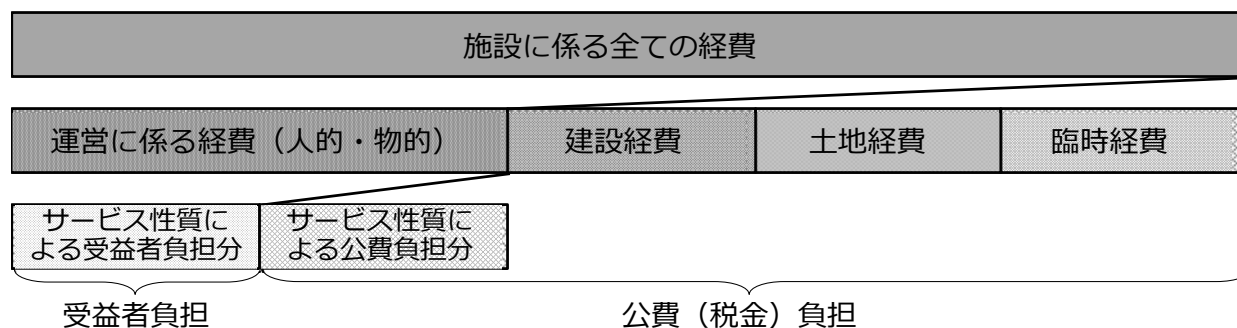
ア 受益者負担の原則

受益者には、施設を利用する人と利用しない人の負担の公平を図る観点から、施設の運営に係る対価として使用料等を負担していただいているものであり、受益の範囲内において料金を設定する。また、施設が提供するサービスの公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を図る。

イ 算定方法の明確化

施設の運営に係る費用（以下「原価」という。）を算出し、これを使用料等の算定根拠とする。また、税負担と受益者負担との均衡を図るため、公共施設が提供するサービスを性質別に分類し、分類ごとの受益者負担割合を設定する。

【算定方法のイメージ】



ウ 経費削減に向けた取組と使用料等の見直し

公共施設の運営にあたり、「伊豆市公共施設再配置計画」に基づく公共施設の統廃合や借地の解消等の取組みにより、施設の管理コストを削減した上で、適正な受益者への負担を確保することが不可欠である。

施設運営に係る管理コストを適正に反映するため、著しい燃料費・物価等の高騰、消費税率の改定時及び社会情勢の変化に考慮し、使用料等を適宜見直す必要がある。

(3) 対象施設

対象施設は、地方自治法第 244 条における公の施設及び普通財産として管理する施設のうち、使用料等を徴収している施設とする。ただし、以下に該当する施設や占有料、目的外使用料（類するものを含む）等については対象外とする。

ア 法令等で徴収できない施設 【例】学校、図書館

イ 他に基準額が存在する施設 【例】保育園、市営住宅等

ウ 特別会計、企業会計に係る施設 【例】下水道施設

エ その他独立採算を目指すべき施設や、本考え方による使用料等の算定に馴染まない施設

2 公共施設の性質分類と負担割合の設定

(1) サービスの性質に基づく分類

対象とする施設が提供するサービスの性質により、受益者負担の割合を設定することで、サービスの種類に応じた税負担と受益者負担の均衡を図る。

ア 日常生活における必要性の程度（必需性）

日常生活を営む上で、必要不可欠なサービスを提供する施設（必需的な施設）は、市民の必要性が高く、より多くの公費（税）を投入して、市民全体で支える施設であると考えられる。

一方、生活の快適性の向上など、個人の意思で利用するサービスを提供する施設（選択的な施設）は、公費（税）による負担は、より少なくても良い施設であると考えられる。

イ 民間における類似サービスの提供の程度（市場性）

民間でも同種・類似するサービスを提供する施設（市場的な施設）は市場代替性が高く、公費（税）による負担は、より少なくても良い施設であると考えられる。

一方、民間では提供が難しいサービスを提供する施設や当市の魅力を広く伝える施設（非市場的な施設）は、より多くの公費（税）を投入して、市民全体で支える施設であると考えられる。

(2) 受益者負担割合

サービスの性質である「必需性」、「市場性」について、その程度を3分割し、9分類としたうえで、受益者負担割合については5段階（0%、25%、50%、75%、100%）に区分する。

ア 必需性による分類

分類	1	2	3
必需性	日常生活を送る上で、ほとんどの市民が必要とする施設	特定の市民に利益を供する施設であるが、比較的公共性が高い施設	特定の市民に利益を供する施設であり、個人の嗜好や選択の違いによって必要性が異なる施設
	大（必需的）		小（選択的）

イ 市場性による分類

分類	A	B	C
市場性	収益性が極めて高く、民間においても類似の施設が提供されている施設	収益性は高くないが、民間においても類似の施設が提供されている施設	収益性が極めて低く、民間において類似のサービスが提供されにくい施設
	大（市場的）		小（非市場的）

ウ 標準的な受益者の負担割合と施設例

※本基準の対象外施設

提供するサービスの必需性	1	受益者負担：50%	受益者負担：25%	受益者負担：0%※
	2	受益者負担：75%	受益者負担：50%	受益者負担：25%
	3	受益者負担：100%	受益者負担：75%	受益者負担：50%
		A	B	C
		提供するサービスの市場性		

○利用者負担が低く、市の負担が高くて良いと考えられるもの（受益者負担：25%）

例：文化施設（博物館）

○利用者負担と市の負担が半々程度で良いと考えられるもの（受益者負担：50%）

例：各施設の集会室・会議室・ホール等、放課後児童クラブの利用料文化施設（博物館以外）の入館料

○利用者負担が高く、市の負担が低くて良いと考えられるもの（受益者負担：75%）

例：運動施設（体育館、武道館、野球場等）の利用料

○ほぼ全額利用者負担で良いと考えられるもの（受益者負担：100%）

例：運動施設のうち個人トレーニング室の利用料

(3) 文化施設における特例

文化施設における展示などは、地域の歴史や文化の価値と魅力を市民と広く共有し、文化芸術活動の推進に繋がるだけではなく、その歴史や文化がまちの特性にも強く影響していることをあらためて市民に伝える効果がある。

市民がそれらに触れる機会をより多く創出することは、市民が歴史を継承し、文化を創造するまちづくりの主役となるための取組みの1つであると考え、前項に示した負担割合に関わらず、原則、市民からは観覧に係る料金を徴収せずに運営することを目指す。

3 使用料等の算定方法

(1) 原価の考え方

公共施設の利用に伴う経費には、施設の維持管理・運営に係る経常的な経費（人件費を含む）と、施設の整備に係る投資的な経費があるが、使用料等を算定する原価には、投資的な経費に含まないこととする。また、経常的な経費でも、受益者が特定されている経費は、原価には含まないこととする。

ア 原価に算定する経費

人に係る費用	人件費	施設の管理運営に、直接従事する職員（会計年度任用職員を含む）
物に係る費用	需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等）	施設運営、施設で提供するサービスに係るもの

	役務費（通信運搬費、手数料、保険料等）	施設運営、施設で提供するサービスに係るもの
	委託料	清掃、警備、機器保守等、施設運営に係るもの
	使用料・賃借料	リース料等、施設運営に係るもの
	その他の経費	その他受益者が負担すべきと考えられる施設運営、施設で提供するサービスに係るもの

※原則、指定管理者制度導入施設の場合は、指定管理者選定の際に設計した、施設の維持管理・運営に係る経費を対象原価に加える。

イ 原価に算定しない費用

物に係る費用	施設の建設（大規模改修）に係る費用（減価償却費を含む）	公共施設は市民全体の財産として、誰もが受益者になり得るため
	土地の取得に係る経費	土地は時間の経過等により、価値が減少しない資産のため
	臨時的な対応に伴う経費	災害時対応等、臨時的な対応に伴う経費は提供するサービスとは目的が異なるため
	受益者が特定されている経費（講座等に使用する教材等に係る経費等）	受益者が特定されている経費は、特定の受益者が負担するものであるため

(2) 使用料等の算定方式

ア 占有利用施設（会議室、野球場、ホール等）

使用する面積に応じて、1室（面）あたりの原価から使用料等を算定する。

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{原価} & \times & \frac{\text{使用貸室面積}}{\text{総貸室面積}} & \times & \frac{\text{利用時間}}{\text{年間供用時間} \times \text{稼働率}} & \times & \text{性質別負担割合} \\
 ※_1 & & ※_2 & & ※_3 & & ※_4
 \end{array}$$

【計算例】

※₁ 人に係る費用＋物にかかる費用＝原価(5,000万円)

※₂ 5,000万円÷総貸室面積(1,000㎡)×使用貸室面積(50㎡)＝当該貸室原価(250万円)

※₃ 250万円÷年間供用時間(2,000時間)×利用時間(2時間)＝利用時間原価(2,500円)

$$\text{※}_4 \quad 2,500 \text{ 円} \times \text{性質別負担割合 (50\%)} = \boxed{\text{使用料等 (1,250 円)}}$$

イ 個人利用施設（入館料等）

1人1回当たりの使用料等を算定する。

$$\frac{\text{原価}}{\text{年間利用者数}} \times \text{性質別負担割合}$$

※₁ ※₂

【計算例】

$$\text{※}_1 \quad \text{原価 (2,500 万円)} \div \text{年間利用見込み者数 (25,000 人)} = \underline{\text{1人当たり原価 (1,000 円)}}$$

$$\text{※}_2 \quad 1,000 \text{ 円} \times \text{性質別負担割合 (50\%)} = \boxed{\text{使用料等 (500 円)}}$$

ウ 付帯駐車場

付帯する駐車場については、利用目的外による長時間駐車によって対象施設利用者に影響がないように有料化を検討することを原則とし、使用料等については、近隣の民間施設や他都市の類似施設等を参考に、利用者に過度の負担とならないように設定することとする。

エ 付帯設備・備品等

施設などにもともと備わっている付帯設備（一般的な空調、給排水設備等）については、施設の使用料等を含めることとするが、大規模な空調設備や夜間照明設備等のように、付加価値を付ける設備、特定の会議室や催しもの等で使用する備品については、施設の使用料等と区分し、実費相当額を使用料等として設定することとする。

(3) 使用料等の算定にあたっての留意事項

同種・類似のサービスを提供する施設について、使用料等の均衡を図る必要がある場合は、施設をグループ化し、使用料等を算出するなど、使用料等の調整を行うこととする。

占有利用、個人利用の両方で利用している施設等やその他施設との複合施設、総合運動場の場合については、利用する面積や時間等を基に合理的に原価を割り振り、それぞれの使用料を算定することとする。

4 減額・免除の考え方

(1) 使用料等の減額・免除

当市では、これまで使用料等の減額・免除（以下「減免」という。）を行うことで、市の施策の推進や各種団体活動の活性化に一定の成果を上げてきた。しかしながら、各施設の設置条例において減免に係る取り扱いを定めてきたことから、市民にとって減免基準がわかりづらい状

況となっている。このため、減免を受けられるものと受けられないものとの間における不公平が生じている可能性がある。

【参考】現在の減免基準の一例

○団体が施設を利用する場合

- ・市が主催（委託）する事業に使用する場合、免除
- ・市が共催する事業に使用する場合、減額
- ・国又は他の地方公共団体が主催する行事等のために使用する場合、減額
- ・市内小中学校、幼稚園、保育所が保育・教育目的で利用するとき
 - 市立の小中学校、保育所の場合、免除
 - 市立小中学校以外の市内の学校、幼稚園、保育園の場合、減額
- ・その他、文化、スポーツ振興、地域振興といった目的が適切だと認められる場合、減額

○個人が施設を利用する場合

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（介助者を含む）が使用する場合、免除

(2) 統一的な減免基準の作成

本算定基準では減免基準の統一はしないが、受益者負担の原則の観点から、減免は公共、公益上の使用に限る等、あくまでも特例措置としての適用に限定することとする。今後、市としての公平性・公正性を確保するため、同種・類似のサービスを提供する施設において不統一な扱いがないよう、減免基準の整理を進めていく。

5 その他考慮すべき事項

(1) 料金の調整

各施設の設置経緯、社会状況の変化、公共施設に係る当市の行政計画や社会的要請を特別に考慮する必要がある場合には、他の類似施設の使用料等との均衡を考慮した上で、使用料等を調整することができるものとする。

また、算出した使用料等が、近隣自治体や民間施設に比べて極端に高い・安いことで、利用の低下や民業圧迫の恐れがある場合、使用料等を調整することができるものとする。

(2) 市外在住者の使用料等の設定

公共施設は、市民全体の財産として誰もが受益者になり得るため、投資的な経費については、受益者負担を求める原価からは除き、公費（税）として市民が負担をしている。

施設の利用にあたっては、市外利用者も使用料等を負担しているが、この投資的な経費については、公費（税）として負担をしていない。

このため、受益者負担の原則の観点から、市外の利用者、団体の利用について、施設の利用者又は利用団体の住所、所在地が市外の場合は、通常料金の2倍の範囲内において市外料金を設定することができるものとする。

(3) 日別、時間帯、利用目的等による使用料等の設定

休日、夜間など、特定の日や時間帯に利用が集中し、それ以外の日や時間帯の稼働率と比べ極端に差がある施設については、利用者の分散化、稼働率の向上を図るなどの観点から、各施設の利用状況、利用実態を踏まえ、日別、時間帯別に料金を設定できるものとする。

また、別の利用者から料金を徴収する場合、業としての写真、映画撮影等を行う場合には、本基準とは別に料金を設定できるものとする。

(4) 消費税との関係

国からの通知では、消費税率が引上げとなる場合は、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、公共施設の使用料を改訂することが望ましいとされている（平成31年4月18日総務省通知）。今後、消費税率が引き上げとなる場合、施設運営に係る経費も増えることから、引上げ前の段階で消費税率の変更を踏まえた原価を算出し、使用料の見直しを行うこととする。

(5) 段階的な見直し

使用料等の改定により、現行の使用料等を大幅に上回り、利用者の負担が急激に増大する施設があることも想定される。市民に受益者負担の考え方を理解していただくためにも、急激な利用者の負担増を避ける必要があることから、使用料等の見直しにあたっては、原則、現行料金の2倍を改定上限とし、定期的な見直し時期等にあわせて段階的に改定するものとする。

また、現在、使用料等が無料の施設についても、使用料等を設定することが適切であるか否かについて、施設の役割等も考慮しながら、引き続き、検討を進めていく。